

工事成績不良（評定点が 65 点未満）の不適合基準の取扱いの変更について

横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条（以下「要綱」という。）では、工事の評定点が 65 点未満の場合、その工種に限り工事完成検査結果通知日の翌々月 1 か月間は、請負業者の適格性に欠ける者として契約の相手方となることができないこと（以下「不適合基準」という。）が定められています。当該工事で指名停止等の措置を受けた場合、停止期間や警告の種類に応じた減点を行ったうえで評定点を算出し、不適合基準の判定を行っています。これまででは事由に関わらず 65 点を下回った場合は一律に不適合基準の対象としていたため、指名停止を受けた後、さらに不適合基準に該当する場合もあることから、要綱を改正し取扱いを以下のように変更します。

1. 変更点

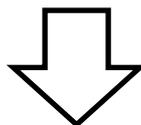
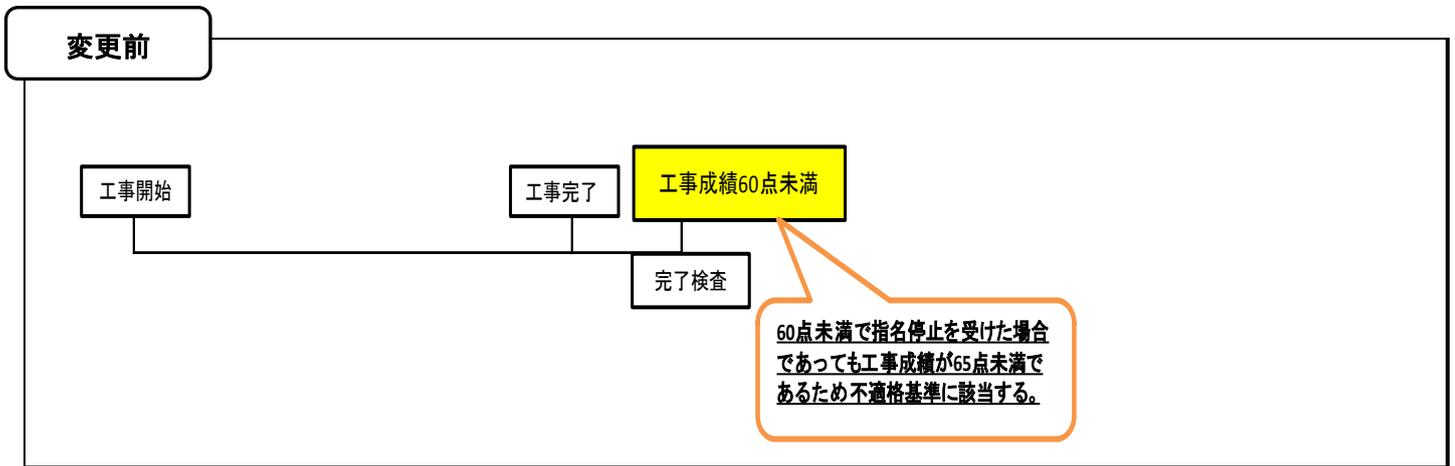
- （1）工事成績が 60 点未満で指名停止を受けた場合は、不適合基準に該当しません。
- （2）工事成績が指名停止を受けたことにより減点され 65 点未満となった場合でも、減点前が 65 点以上のときは不適合基準には該当しません（ただし警告による減点で 65 点未満となった場合は、これまでどおり不適合基準に該当します）。

2. 適用時期

平成 28 年 2 月 23 日公告分の案件（28 年度早期発注分（契約番号 16 から始まるもの））から適用します。

【例示】

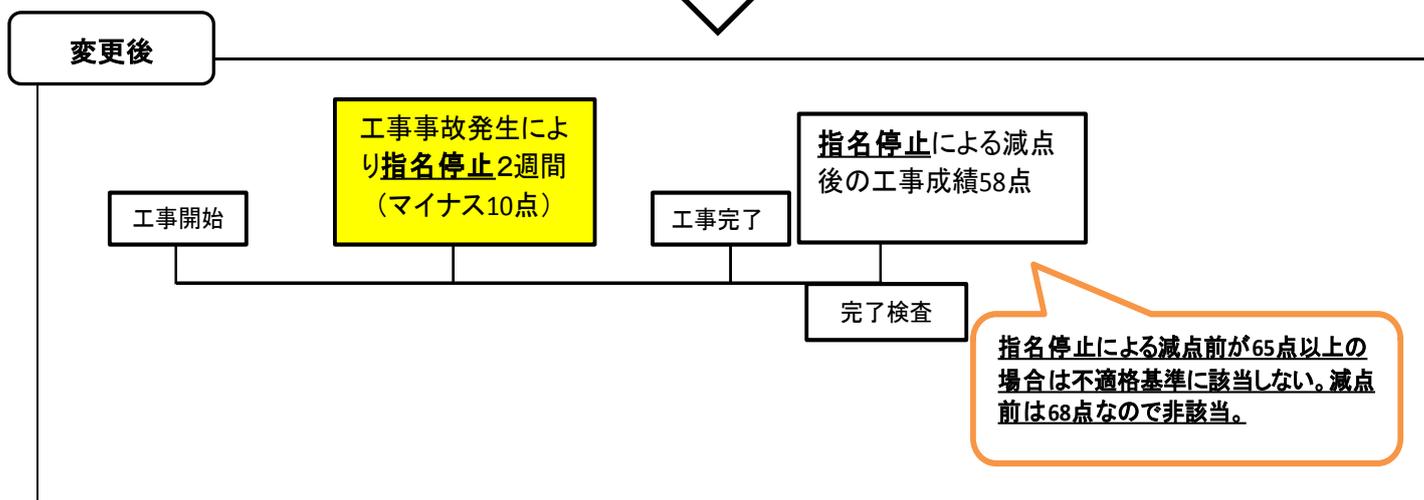
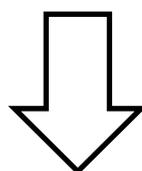
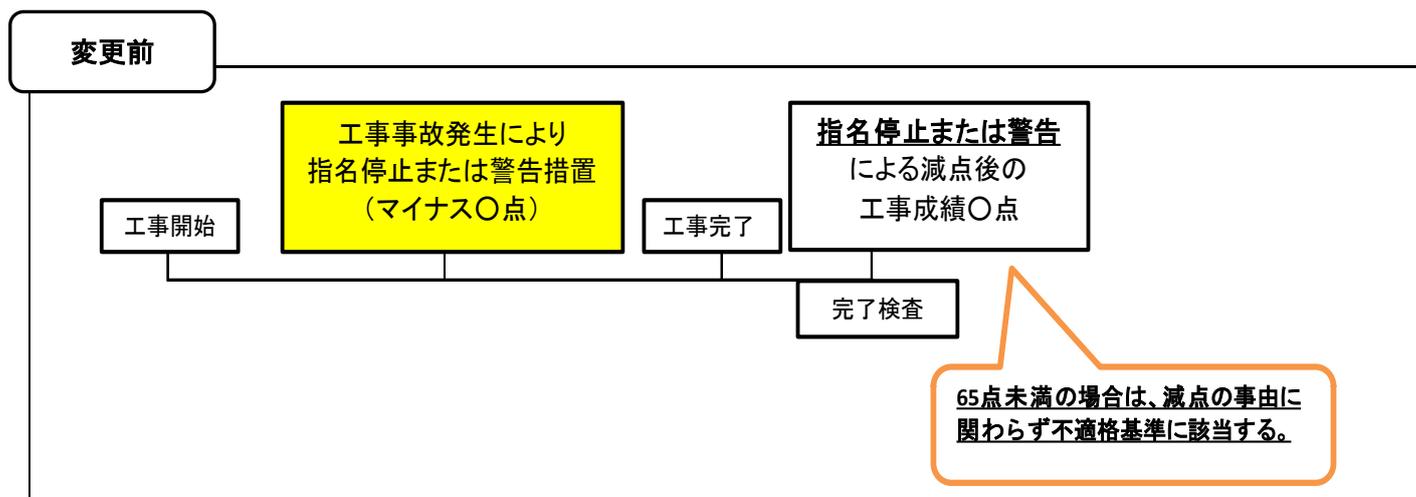
- （1）工事成績が 60 点未満で指名停止を受けた場合



変更後

工事成績が 60 点未満で指名停止を受けた場合は、不適合基準に該当しません。

(2) 工事成績が **指名停止** を受けたことにより減点され、**減点後** が 65 点未満の場合



【参考】工事成績が **警告** を受けたことにより減点され、**減点後** が 65 点未満の場合は不適格基準に該当します (取扱いに変更なし)。

